

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 公 告	
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出（7件）【産業経済局商業・MIC E推進部商業・サービス産業政策課】	2
○ 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】	16
◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の相手方の決定【公営競技局ボートレース事業課】	17

北九州市公告第401号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル門司片上海岸店

北九州市門司区片上海岸95番地15

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社トライアルカンパニー

福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表取締役 石橋亮太

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社トライアルカンパニー

福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表取締役 檜木野仁司

変更後

株式会社トライアルカンパニー

福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表取締役 石橋亮太

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社トライアルカンパニー

福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表取締役 檜木野仁司

変更後

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

4 変更の年月日

平成30年6月19日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月12日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第402号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル門司店
北九州市門司区大里新町319番地10他
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

4 変更の年月日

平成30年6月19日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月12日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル東篠崎店
北九州市小倉北区東篠崎三丁目7番
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

4 変更の年月日

平成30年6月19日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月12日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル北九州空港バイパス店
北九州市小倉南区葛原東四丁目6番10号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司

変更後

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司

変更後

株式会社トリアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

4 変更の年月日

平成30年6月19日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月12日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第405号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル二島店
北九州市若松区南二島一丁目4番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後

株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

4 変更の年月日

平成30年6月19日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月12日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第406号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル八幡東田店
北九州市八幡東区東田一丁目5番地109他
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
変更後

株式会社トリアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太

(3) 大規模小売店舗の名称

変更前

スーパーセンタートリアル八幡東店

変更後

スーパーセンタートリアル八幡東田店

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 平成30年6月19日

(2) 前項第2号 平成30年6月19日

(3) 前項第3号 令和3年4月1日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月12日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第407号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル上津役店
北九州市八幡西区中の原二丁目19番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
株式会社高田屋
大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
代表取締役 土井良太
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 檜木野仁司
株式会社高田屋
大阪市中央区久太郎町二丁目5番28号
代表取締役 土井良太
変更後
株式会社トライアルカンパニー
福岡市東区多の津一丁目12番2号
代表取締役 石橋亮太
株式会社高田屋

大阪府中央区久太郎町二丁目5番28号

代表取締役 土井良太

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社トライアルカンパニー

福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表取締役 檜木野仁司

変更後

株式会社トライアルカンパニー

福岡市東区多の津一丁目12番2号

代表取締役 石橋亮太

4 変更の年月日

平成30年6月19日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年5月28日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年10月12日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第409号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年6月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和3年6月9日 第755102号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区中曾根五丁目 816番18及び816番26	15.87	5.00～6.00

北九州市公営競技局公告第17号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年6月9日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 物品等の名称及び数量
競走用ボート 65隻
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
ヤマト発動機株式会社
群馬県太田市六千石町214番地
- 5 契約金額
4,264万7,605円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第1号に該当するため